

福岡市の学生 アルバイトについての アンケート結果



日本共産党 福岡市議団

「アルバイトについてのアンケート」調査結果（概要）

日本共産党福岡市議団は、2016年11月の1ヶ月間に「アルバイトについてのアンケート」を行いました。

福岡市内にある大学（4年制大学・短大・大学院）・専門学校などに通う学生、もしくは市内に住み大学（4年制大学・短大・大学院）・専門学校などに通う学生（以下「学生」）100人を対象としました。学生が体験したおおむね5年以内程度のアルバイト（※高校時代に経験したものでもOK）。アルバイトの勤務地も不問にしました。調査員による面接などです。

概要は以下の通り。

【概要】

○9割が法律に沿った「労働条件の明示」がない

労基法に定める「労働条件の明示」の条件を満たしているのは、わずか11人しかなく、残り89件（89%）は①重要6項目を、②書面で交付する、という要件は満たしていないことがわかった（問2と問2-1）。これは労基法15条、同施行規則5条に違反する。

○トラブルのトップは「準備・片付けの賃金未払い」

19人（19%）が「準備や片付けの時間の賃金が払われなかった」と回答。「採用時に合意した仕事以外の仕事をさせられた」17人（17%）、「1日に労働時間が6時間を超えても休憩時間がなかった」16人（16%）と続いた（問4）。

○4分の1の人が「アルバイトが学業に支障をきたした」

アルバイトによって学業に支障が出た経験が「ある」と答えた人は25人（25%）だった（問5）。

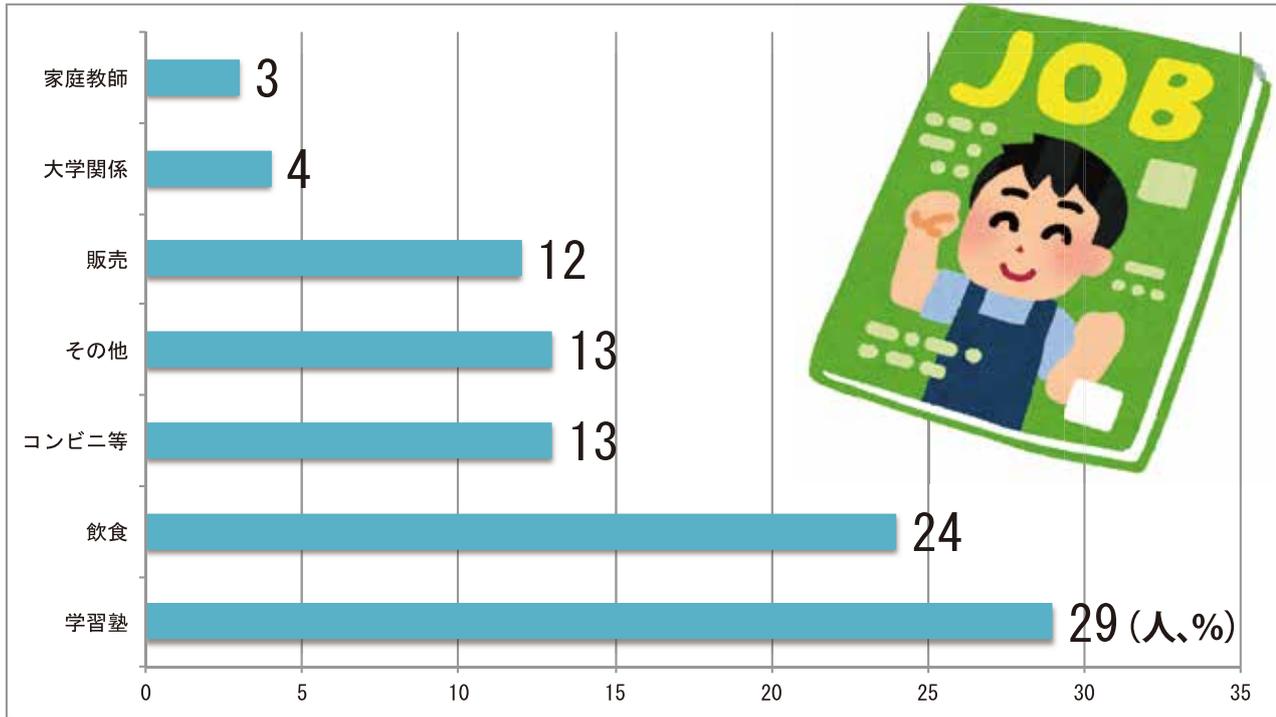
○専門の窓口相談した人は3%

トラブルがあった場合にどこに相談するかでは、トップは「知人・友人」（50人）。「アルバイトをやめた」は18人（18%）もいる。専門窓口への相談は3人（3%）しかいなかった。

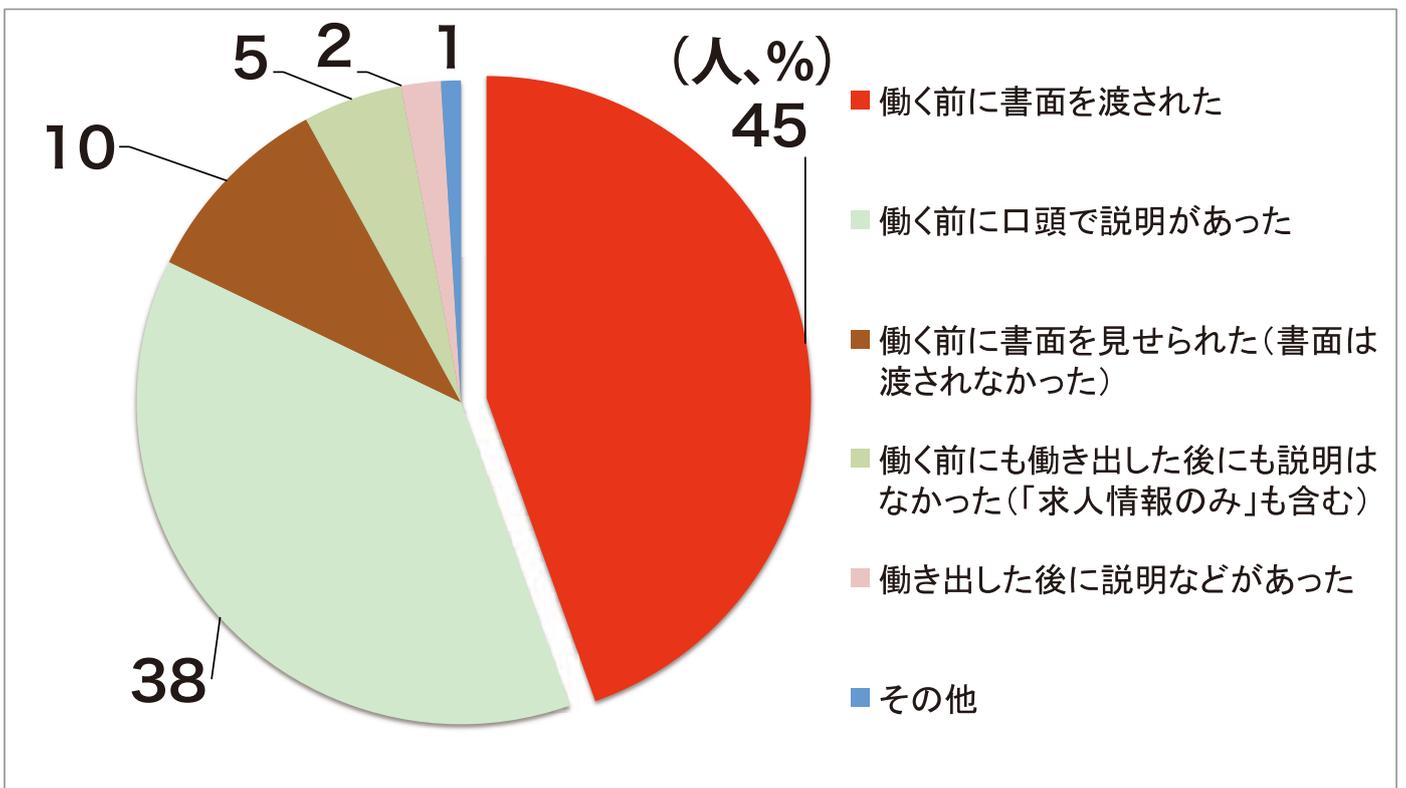
○「働くあなたのガイドブック」を見たことがある人は1%

福岡市発行の「働くあなたのガイドブック」を見たことがある人は1人しかいなかった。

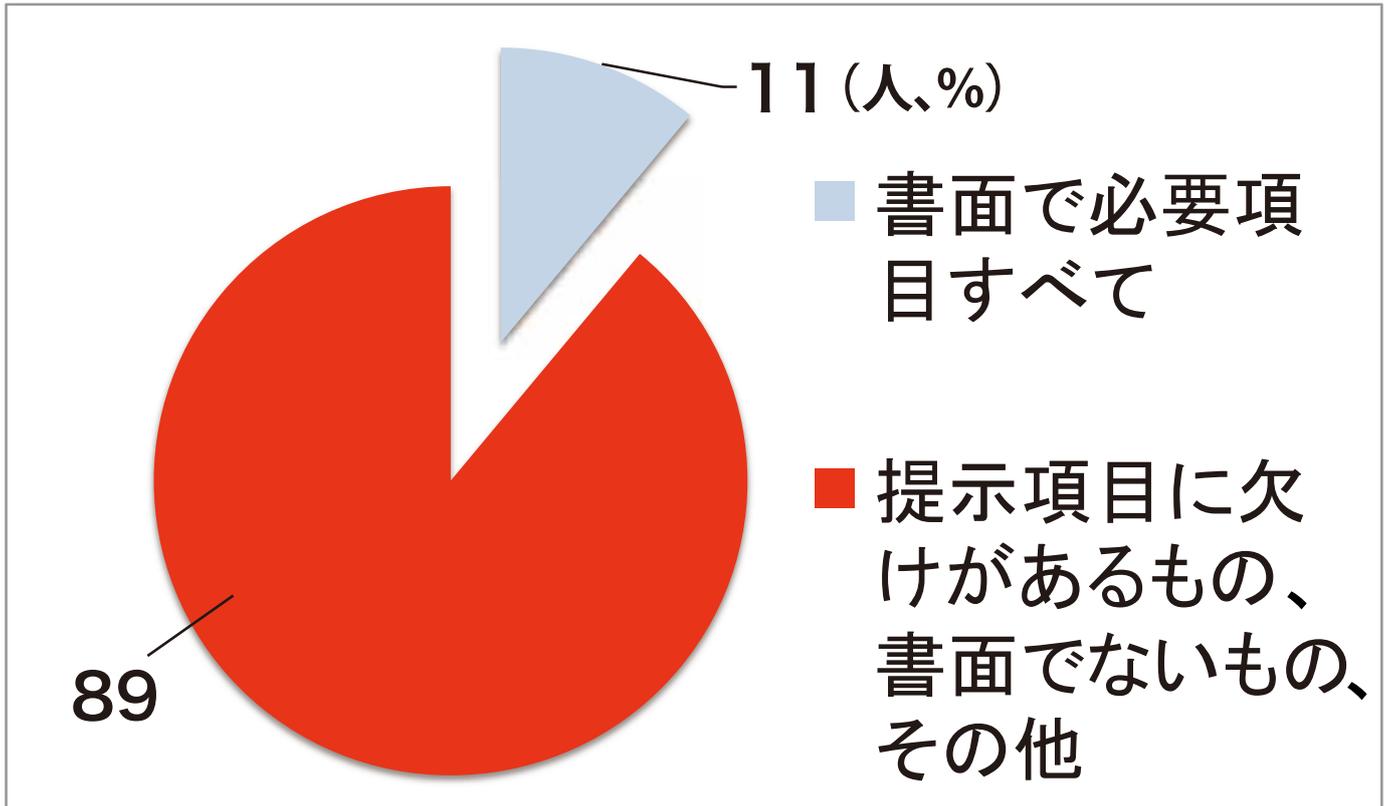
問1 あなたが経験したアルバイトの業種は何ですか。



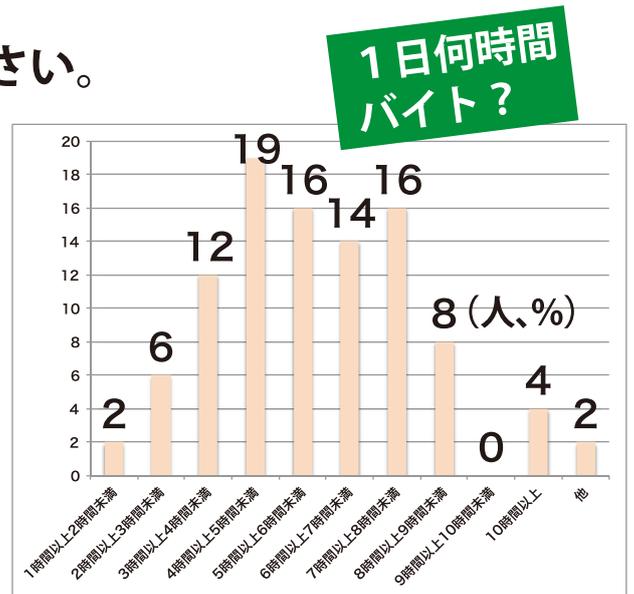
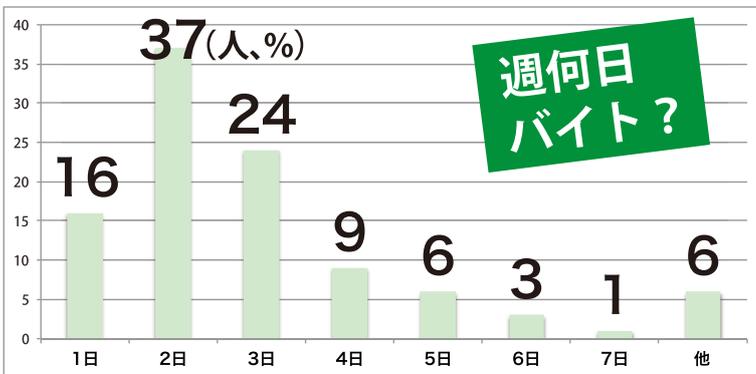
問2 あなたがアルバイトするさい、労働時間や賃金などの労働条件についてはどのように知りましたか。



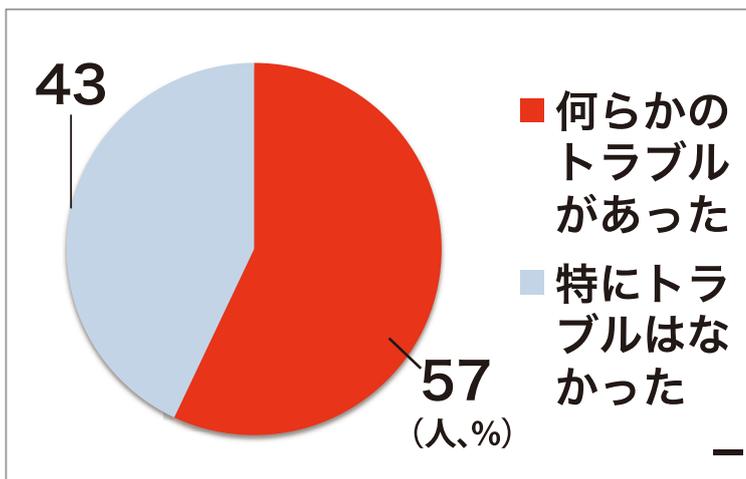
問 2-1 具体的には、働く前にどのようなことを示されましたか。



問 3 労働時間について教えてください。



問 4 アルバイトでのトラブルは…

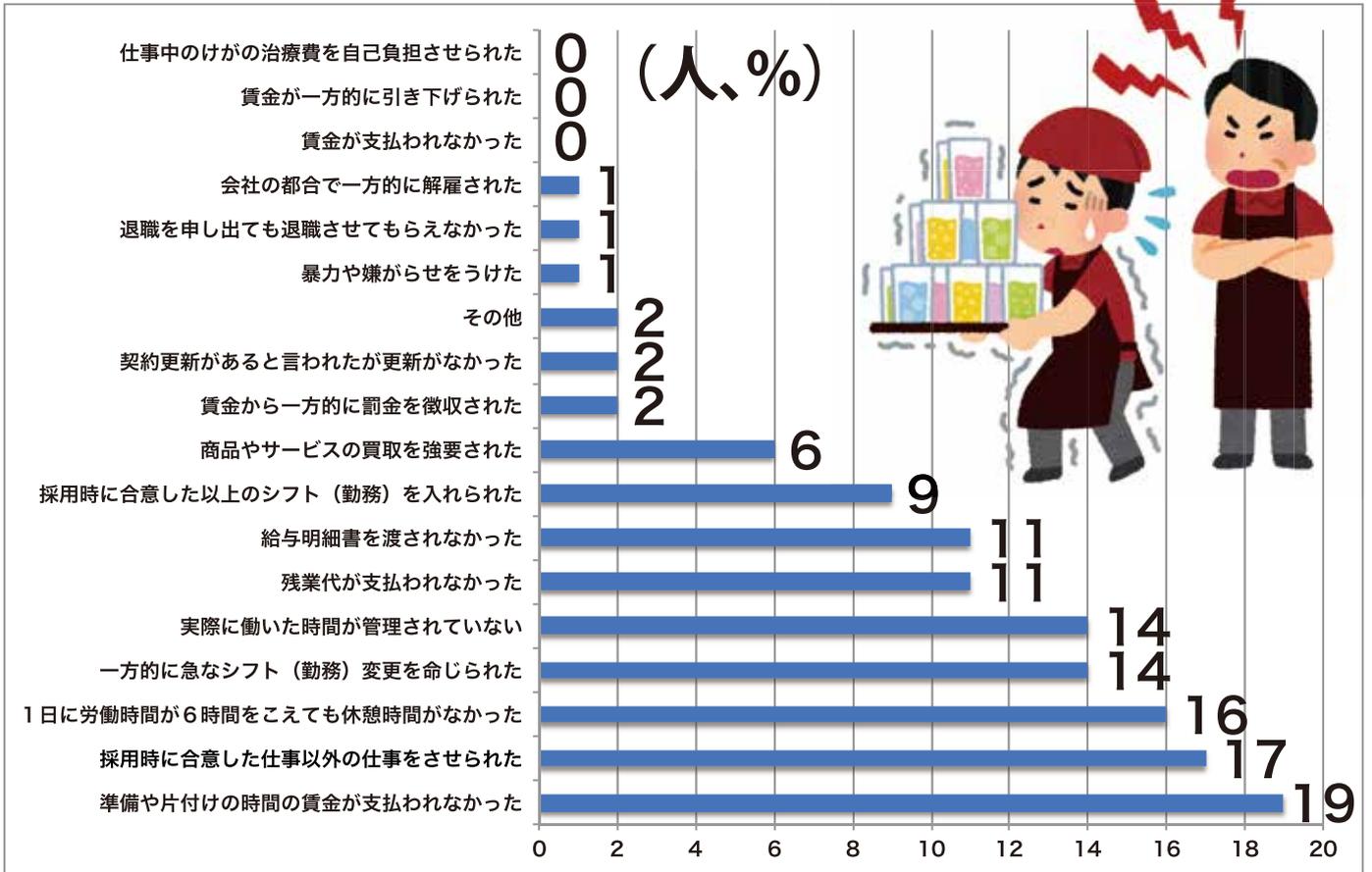


トラブルの内訳は次のページに！



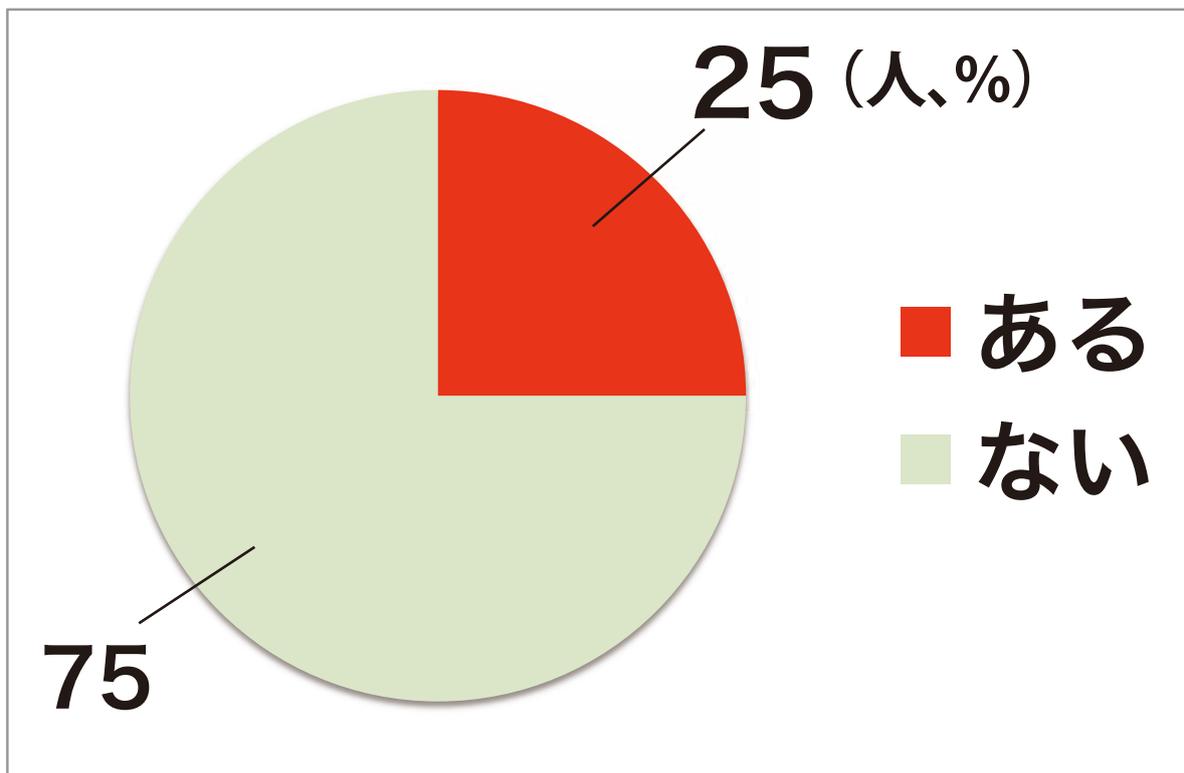
問4*

アルバイトをしていて次のようなことはありましたか。
(複数回答可)



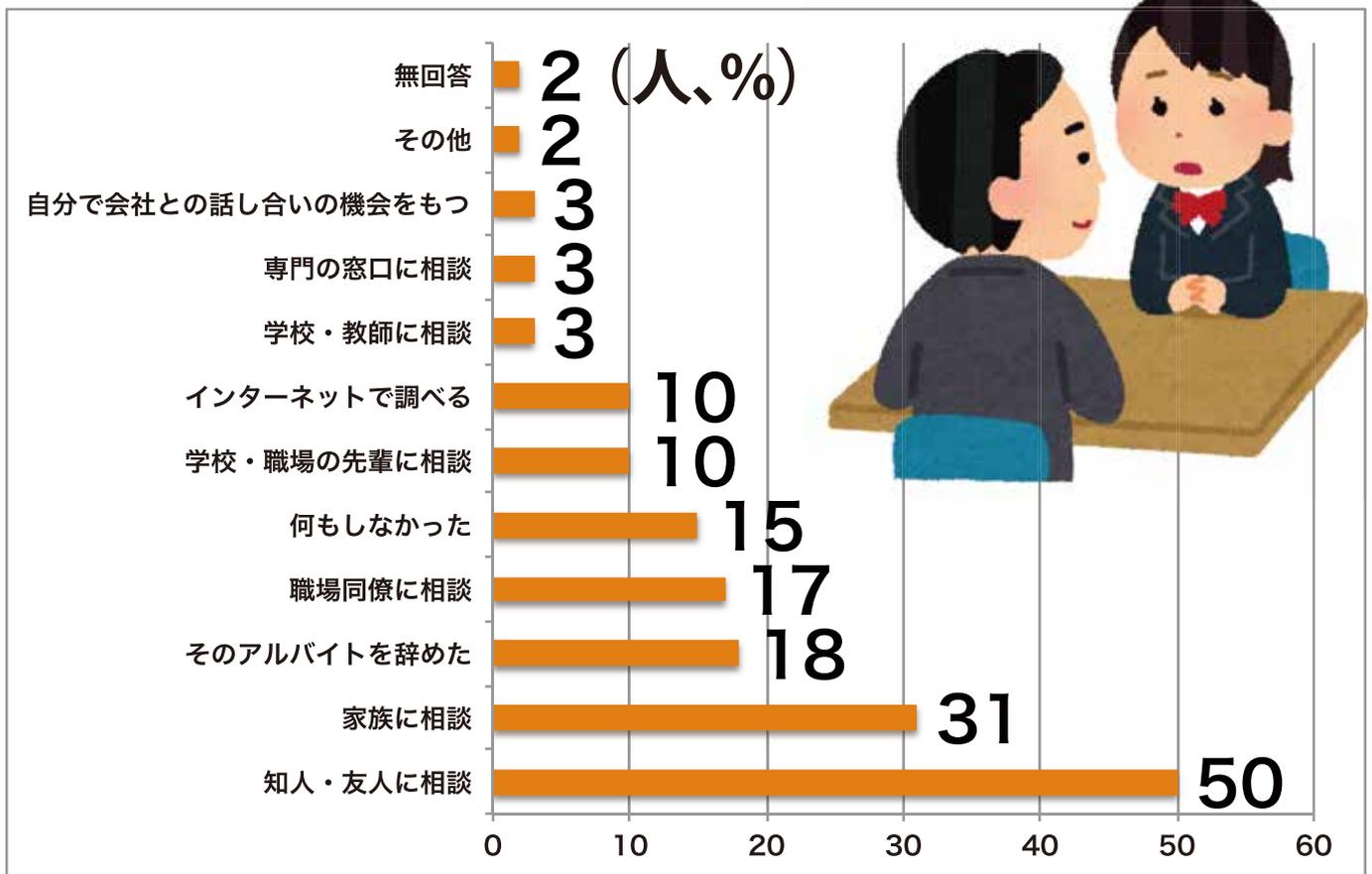
問5

アルバイトによって学業に支障が出た経験がありますか。



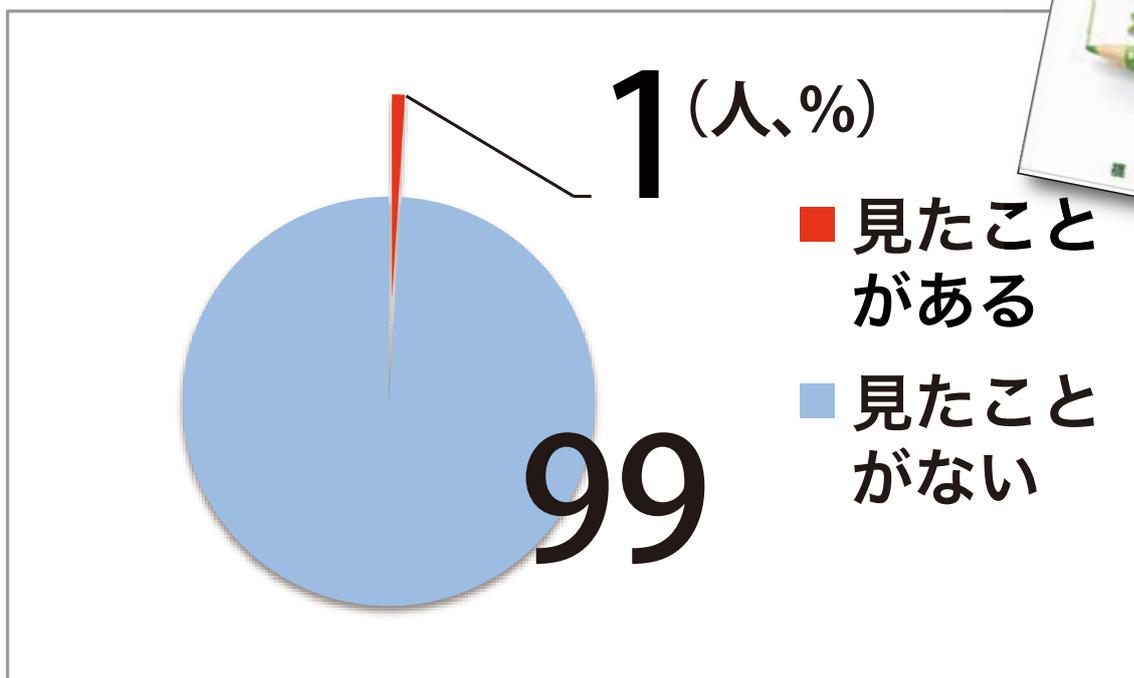
問6

労働条件などに関して困ったことがあった場合
どうしましたか（どうしますか）（複数回答可）



問7

あなたは福岡市が発行している
「働くあなたのガイドブック」という冊子を見たことがありますか。



アルバイトの労働条件について問題に感じたことなど自由記述

- 私が勤めているところは基本的に他と比べて緩くて良い人ばかりですが、シフト固定でないため、人数が足りずにシフト以外でもお願いされたり、別の教室にヘルプで入ったりと急な変更が多いです。ただ、やはり他と比べると労働環境は良いです。(学習塾)
- ××××××校は悪の温床です、と友人が言っておりました。とても疲弊している様子です。聞くところによると生徒の時間割調整のような、管理職の人で行うべきであろう仕事もやらされているらしいです。／自分のバイトに関して…準備が大変。単発日雇いであってもマニュアルを暗記しないとイケない。(派遣＝販売など)
- 入りたい曜日には入れないことがよくあるにも関わらず、新規採用が多く、初めの約束ほど入れない。(学習塾)
- まかないで使った食器を洗って片付けるとき、その時間分の給与は出されていないと思う。(居酒屋)
- 某ドーナツのチェーン店に応募して採用されたが、契約書類を書かされた後から一切連絡がない。(学習塾)
- 学生アルバイトに対して正社員と同じような働きを求められ、できなければ長々と嫌味を言われた。(飲食)
- 夜勤手当は支払われたが、早朝手当はうやむやにされている。(コンビニ)
- その場・その日限りのイベントであるため、雇用側があまり仲良くしようとする態度を示さず、ただ淡々と内容などを述べるが多々ある。(イベント派遣)
- 元々、知り合いが開校している塾なので、働く前から労働環境も分かっていたので、特に問題はなかった。(学習塾)
- 労働条件に関して問題に感じたことはありませんが、基本業務が大変だと感じています。(塾講師)
- 私のアルバイト先は今のところかなりホワイトなので、困っていることはありません。(塾講師)
- アルバイトに責任持ってやりたいという気持ちと、部活や勉強によりあまりアルバイトには入れないという気持ちの葛藤があります。(食堂)
- バイトの人数が少ないせいもあり、シフトを多く入れられる。自分ではないが、一緒に働いている人が不要であるような言葉の暴力を社員さんに受けている。バイトに入ってから、2か月後ぐらいの時、ミスして皿やグラスを割る人が少し増えたため、グラスや皿を1枚割ってしまうごとに300円徴収されはじ

- めた。実際にこのことについて良いのか悪いのか気になっている。(飲食店)
- かなり厳しいことも言われることも多いですが、バイト生の将来のことを考えて言ってくださっているなので、ありがたいです。(学習塾)
 - テスト期間などで忙しい時期に入り、バイトを休みにくい雰囲気・空気があり、休みづらかった。(飲食)
 - 短期で肉体的に厳しいけれど、簡単に入れられて賃金が高いバイトが普通の情報誌にはなかなかないが、そんなのを固めたものがあればいいです。(海洋調査)
 - 給料が少ない。(塾)
 - いっぱい入りたいけどシフトに入れない。(家庭教師)
 - 少しシフトを増やしたいができない。(学習塾)
 - クレーマーうざい。(書店)
 - 交通費の上限が決められていることが多い(3駅の往復分でも足りない会社があった)。(学習塾)
 - 特にトラブルも問題もありませんでした。(飲食)
 - 給与明細がもらえない。(喫茶店)
 - 終業時間が深夜であったこと。(放送局)
 - 終わりの時間が不透明なまま長時間拘束されたこと。(放送局)。
 - クレーマーぼくめつ。(書店)
 - 知人が急にシフトを入れられて困ったなどの話を時々耳にする。(試験監督)
 - 仕事が多すぎるが、人数が足りずに仕事はかどらなかつた。(飲食)
 - 他のアルバイトは時給が低い。(大学の相談員)
 - 事務作業をするという契約がなかったのに、事務の仕事させられたことがある。自分は1・2回だけだったので我慢をして仕事をしたが、他の人で複数回させられている人もいる。事務の仕事は通常の仕事(講師としての仕事)より時給が低いのでどうかと思う。(学習塾)
 - 正月のみのアルバイトで最低賃金ギリギリだった。正月期間以外は最低賃金以下だった。(神社の巫女)
 - 扶養控除適用額を超える収入を得てしまい困っている。(学習塾)
 - 塾で授業以外の業務(授業記録記入、質問対応、ミーティング等)には給与がなかった。今年から最低賃金で支給されるようになった。正社員は8時間以上働いていそう。(学習塾)
 - トイレ掃除が時間外だった(こっそり時間内に行った)。商品の契約をとれと強く言われた(断った)。(コンビニ)
 - 現在の私のバイトにおいて特に問題に感じたことはありませんが、友人のバイト事情を聞くと、賃金の少なさや労働時間、環境に対する不満が多いように

感じます。(塾)

○制服に着替える場所が使いづらいので着ていくことになること。／有休をもらえたが、仕組みがとてもわかりづらかった。／シフトに入っている人数が日によって大きく違うことがあり、大変さが違う。(喫茶店)

○労働時間の制限により通常2人勤務で行うが、1時間1人で勤務しなければならないことが1年ほどあった。(コンビニ)

○数年間働いているにもかかわらず、一切昇給がないこと(県の最低賃金の引き上げに伴う賃上げは除く)。アルバイトとは言え、長期労働者には昇給制度を設けてほしい。(コンビニ)

○有給休暇があることを知らされていなかった。(惣菜)

○超ホワイトでした。(学習塾)

○事前に説明なくまかない分の料金が給与から減らされた。(レストラン)

○後任が見つからないので辞めどきが難しい。(学習塾)

○業務内容のわりに従業員数が少なすぎて1人あたりの仕事量が非常に多かった。そのため休憩時間なしも多々あった。そのわりに時給が低かった。(酒屋)

○同じ企業が開催する合宿に講師として参加したが、給与が2回催促してやっとな振り込まれました。(家庭教師)

○快適なバイトライフです。(ケーキ屋)

○今学校でバイトをしていますが、交通費が出ると嬉しいです。(カフェ)

○その時間までに終わらないために終業時間を早く設定され、残業代は出るものの本来得られるはずの利益が得られない。(学生食堂)

○退職希望の意向を伝えて、ここまでのシフトでお願いしたら、その期限よりも1か月早い次の勤務後に今日で終わりだからと一方的に解雇され、金銭的に困った。(居酒屋)

○言葉で暴言らしきものを吐かれて怒られることが多く精神的苦痛が大きかった。(販売)

福岡労働局長殿

学生アルバイトなどのトラブル根絶対策の要望

2017年2月27日

日本共産党福岡県委員会

日本共産党福岡市議団

日本共産党福岡市議団は昨年、福岡市内にすむ大学生・福岡市内の大学に通う大学生など100人から調査を行い、「準備や片付けの時間の賃金が払われなかった」「採用時に合意した仕事以外の仕事をさせられた」などアルバイトにおいて労働基準法違反をはじめとするトラブルが少なからず起きていることがわかりました。

特に、労働基準法第15条に定める「労働条件の明示」について、同条に関連する労働基準法施行規則第5条に示す必須事項（賃金・労働時間・就業場所・就業内容・解雇事由など）を記した書面を交付したアルバイト先は、調査対象の1割にも満たない実態が判明したことは、重大な問題です。

労働条件の明示がないことは、アルバイトでのトラブルの原因ともなっており、そうした違反実態が9割におよぶ事實は、国と自治体の労働行政を抜本的に強化する必要性を示すものです

しかも、調査では「専門の窓口にご相談した（したい）」という人は3%、福岡市の啓発パンフレットを「見た」人は1%にとどまっており、現状では国の相談や啓発の事業がうまくいっていないこともわかりました。

日本共産党福岡県委員会と日本共産党福岡市議団として調査結果をお知らせして以下の点を要望するとともに、貴局の認識や対策をお聞かせください。

【要望事項】

- 一、福岡市と周辺圏の学生や若年世代のアルバイトにおけるトラブルを根絶するため、調査を行うとともに相談・啓発・教育において抜本的な手立てを講じること。
- 二、特にアルバイトにおける「労働条件の明示」を法令通り行わせるための特別な対策を講じること。

以上

党福岡市議団・県委学生バイト調査

19.3.1

労基法違反90%

労働条件示さず 労働局に根絶要望



要筆を手渡す福岡市議団のメンバーと(左より)松尾、山口両候補。2月27日、福岡市

寄せられた声

日本共産党福岡市議団は昨年11月、学生アルバイトのアンケート調査をし、2月に公表しました。福岡市内の大学に通う学生100人から面接で回答を得て集計、学生アルバイトの現場で労働者の権利が守られていない実態を明らかにしました。

た。アンケートの記述欄に寄せられた声を一部紹介します。

- ◇
- ：学生に正社員と同等のような働きを求められ、出来なければ長々と嫌みを言われた (飲食店)
- ：夜勤手当は支払われたが、早朝手当はろむむにされている (コンビニ)
- ：一緒に働いている

- 人が言葉の暴力を仕舞さんから受けている (飲食店)
- ：テスト期間中にバイトを休みにくい空気がある (飲食店)
- ：授業以外の業務の給与がなかった。今年から支給されるようになったが最低賃金の金額 (学習塾)
- ：トイレ掃除が時間外だった。商品の契約をとるよう強く求

- められた(コンビニ)
- ：有給休暇があることを知らされなかった (惣菜)
- ：事前に説明なく、まかないの料金が給料から減らされた (レストラン)
- ：退職の意向を伝えたら1カ月も早く「今日で終わりだか」と一方的に解雇。金銭的に困った (居酒屋)

の89%が労働基準法15条で定める労働条件の書面での明示を受けていないことや、トラブルの際、専門窓口に相談した回答書が3割にすぎないことを指摘。市議団は、「現在の対策では十分ではないのではないか。みなさんと問題を共有したい」と提起しました。

労働局の監察監督官は「15条違反が約90%というのは驚いた。事業者がアルバイトを

雇く扱っているのではないか。指導が十分ではないと感じた」と語りました。

参加した市議らは、事業者への指導強化や、学生が多い職場での労働条件の明示の働きかけなどを提案。松尾候補は「時給の計算が1分単位ということを知らない学生が多く、大学での労働講座などで強調してほしい」と訴えました。

懇談後、山口候補は「アルバイトが労働者として扱われていない実態があり、行政に事業者側への働き掛けを強めるよう求める。学生と権利を学ぶ取り組みを進めて一緒にたたかってほしい」と話しました。

市議団 山口 松尾

福岡市の大学生

9割のバイト先 書面で 労働条件の明示なし

労働基準法
違反です

賃金、時間、
残業の有無、
仕事内容などを
紙に書いてわたす



共産党の調査でわかりました

アルバイトで採用するとき、賃金、労働時間、残業の有無、仕事の内容など6項目※を必ず紙に書いてわたすことが義務づけられています（労働基準法15条、施行規則5条）。

日本共産党福岡市議団が、福岡市の大学生にアンケートをしたところ、89%の人がこの要件を満たすものをもらっていませんでした。

※6項目……①労働契約の期間②有期労働契約を更新する場合の基準③就業の場所・従事する業務の内容④始業・終業時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交替制勤務をさせる場合は就業時転換に関する事項⑤賃金の決定、計算・支払の方法、賃金の締切り・支払の時期に関する事項⑥退職に関する事項（解雇の事由を含む）

「ください」と言おう

無いと
トラブル
のもとに

「こんな働き方だって事前に聞いてなかった」——バイトでトラブルになる大もとに、この問題があります。

早稲田大学学生部協力の『ブラックバイト対処マニュアル』

には、こういう賃金や時間を決めた紙（労働条件通知書）がわたされないことは『ブラックバイト』を蔓延させる原因」と述べています。

「ください」と職場に言いましょう。